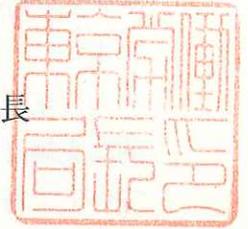


関係団体の長 殿

東京労働局長



平成28年度全国労働衛生週間の実施について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るために、厚生労働省と中央労働災害防止協会が主唱者となった全国労働衛生週間が、本年度も別添の「平成28年度 全国労働衛生週間 実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、平成28年10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日までを準備期間として展開されます。

スローガンは、「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」となっています。

ここで、労働者の健康を巡る問題をみますと、平成27年の全国における精神障害の労災支給決定件数は472人と過去最多となっており、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が251人とされていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の取組が重要な課題となっています。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題も生じています。化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート等の危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

このような状況にあって、一昨年6月25日に公布された改正労働安全衛生法により、ストレスチェック制度の創設、一定の化学物質に対するリスクアセスメントの実施、受動喫煙防止対策等について、各事業者におかれては適切に対応していただく必要があります。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月閣議決定）に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の各対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することが求められています。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）に基づき、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策が求められています。

東京労働局においては、「第12次東京労働局労働災害防止計画（東京労働局ホームページ掲載）」に基づき、労働災害のない「安全・安心な首都東京の実現」を目指し、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとして、官民一体となった労働災害防止の取組を推進しています。今年度は、4年度

目（4th Stage）ですが、労働衛生分野ではメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策、アスベストにおける健康障害防止対策等の事項を重点としています。

実施要綱の内容は、「第12次東京労働局労働災害防止計画」と共通する事項が多く、東京労働局では全国労働衛生週間の積極的な実施により、広く地域社会での労働衛生意識の高揚と労働衛生に関する活動の定着、そして第12次東京労働局労働災害防止計画の目標達成を図っていきたく考えています。

つきましては、貴職におかれましても、実施要綱の趣旨を御理解の上、全国労働衛生週間の積極的な実施について、特段の御理解、御協力をお願いするとともに、傘下会員事業者への周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。